

平成 29 年度第 2 回猪名川・藻川河川保全利用委員会報告

平成 29 年度の第 2 回猪名川・藻川河川保全利用委員会では、現地視察及び委員会が開催された。その概要は以下のとおりである。

■ 平成 30 年 3 月 7 日（水）委員会

1. 報告事項

1. 平成 29 年度第 1 回猪名川・藻川河川保全利用委員会の概要を事務局から説明した。
2. 平成 30 年 3 月 7 日に開催した委員による現地視察について、事務局から報告を行った。

2. 審議事項（個別占用案件の中間報告）

4 案件について、過去の委員会意見に対する取り組み状況を事務局から報告し、さらなる審議が行われた。その結果、とりまとめられた委員会意見は次のとおり。

案件 1 新家子ども広場（尼崎市）

- ・高木のトウネズミモチ、シュロに変えて、クチナシ、イヌツゲなどの低木を植えていただきたい。
- ・コンクリートの遊具がはげているので、市民参加のイベント等で塗り替えを行っていただきたい。

案件 2 藻川河川敷公園（尼崎市）

- ・トイレはきれいに管理されている。
- ・ゴミ箱の設置は良い工夫である。
- ・高水敷のエノキはできるだけ早く伐採していただきたい。

案件 3 猪名川河川敷公園（尼崎市）

- ・ごみ焼きについては各法令に抵触するので十分に管理していただきたい。
- ・野球用具を固定する金具が地面から出ており、危険なので、当面は色をつけるなど目視で分かるよう工夫していただきたい。（金具は占用工作物ではないので、整理が必要。）
- ・草刈りは平成 29 年のように 5, 7, 8, 11 月の刈り取りが望ましい。

- ・コンクリートの遊具がはげているので、市民参加のイベント等で塗り替えを行っていただきたい。

案件4 緑地広場（尼崎市）

- ・カイヅカは2 m程度の高さに剪定していただきたい。
- ・弱っているソメイヨシノの手入れをし、枯れた枝の処理を至急行っていただきたい。

3. その他

- ・平成30年度の河川保全利用委員会は、平成30年度に更新期限を迎える審議案件が2件、中間報告案件が6件あり、委員会は全部で2回行う予定であることを事務局から説明し、これらの審議を行うための委員会の日程は、後日決定次第お伝えすることを報告し、委員会の了承を得た。
- ・特定外来種の植物の指定状況（環境省）について、事務局から説明した。
- ・伊丹市から、清掃活動（植物含む）と環境学習の実施状況等について、報告があった。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

以前、公園で同行させていただいた時に有害植物である外来種のランタナがありましたので、撤去していただきたい。

上記意見について、全部刈り取りが完了していると服部副委員長から説明があった。